

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◆ O P E C、原油公示価格を引き上げ

O P E C(石油輸出国機構)加盟7か国<sup>(注1)</sup>は、国際石油会社(16社)との間で6月2日、ジュネーブ協定を一部改訂した補足協定に調印した<sup>(注2)</sup>。O P E Cは、本年2月の米ドル再切下げによる石油収入の実質的減価に対処するため、4月以来国際石油会社に原油公示価格(利権料など石油収入の算定基準となる)<sup>(注3)</sup>の引き上げを要求していたが、国際石油会社側が同要求をほぼ全面的に受け入れたことにより協定成立に至ったもの。

本協定の概要、次のとおり。

- (1) 新協定は73年6月1日に発効する。
- (2) 73年1月1日の公示価格に、バーレル当たり5セント×8.49%を加算する。
- (3) 73年6月1日の公示価格を1月1日に比べ約11.9%引き上げる。

なお、73年4、5月の公示価格は、ジュネーブ協定を適用し、1月1日に比べ6.2%引き上げる。

- (4) 今後毎月、主要11か国通貨<sup>(注4)</sup>の対米ドル・レート変動率(算術平均)を勘案して調整額を算出し、これを従前公示価格に加算することにより、新公示価格を決定する<sup>(注5)</sup>。

<sup>(注1)</sup> アラビア、イラン、イラク、クウェート、ナイジェリア、カタール、サウジアラビアの7か国。これにリビア、アルジェリア、ベネズエラ、インドネシアが加わり合計11か国でO P E Cを形成。

<sup>(注2)</sup> 本協定締結までに次の二つの協定が結ばれている。

(1) テヘラン協定： O P E Cが国際石油会社との間で71年2月締結したもので、①公示価格をバーレル当たり一律33セント引き上げる、②インフレ調整措置として、71年6月と73~75年の各1月にバーレル当たり2.5%+5セントの価格引き上げを行う、③所得税率を5%引き上げ55%に統一する、などを骨子とするもの。

(2) ジュネーブ協定： 71年末の多角的通貨調整により石油収入の実質的減価を招いたとするO P E Cの強い要求を国際石油会社が受け入れ、72年1月締結された協定で、①72年1月9日現在の公示価格を一律8.49%引き上げる、②今後、主要国為替レートの変更があった場合、主要9か国通貨の対米ドル・レート平均変動率を勘案して、四半期ごとに公示価格を決定する、などを主内容とするもの。

<sup>(注3)</sup> 産油国の石油収入は所得税と利権料の合計である(このほか、産油国の資本参加に伴い、自己販売分、純益からの分け前もある)、これを規定するのは公示価格、所得税率および利権料率である。その関係は次のとおり。

A 公示価格		
B利権料 (A×12.5%)	Cコスト 値引額	石油会社純益 所得税=(A-B-C) ×所得税率

<sup>(注4)</sup> 英ポンド、ドイツ・マルク、フランス・フラン、ベルギー・フラン、スイス・フラン、イタリア・リラ、オランダ・ギルダー、スウェーデン・クローネ、日本円の9か国通貨にカナダ・ドル、豪州ドルを追加。

<sup>(注5)</sup> 前記11通貨につき、71年4月30日現在の平価(カナダの場合は中心レート)を基準として、当月および前回公示価格変更月の第23日における対米ドル相場に対する変動率をそれぞれ算出し、これらの差が1%以上となった場合には、これにテヘラン協定による公示価格(ただし、ジュネーブ協定、本改定等による価格変更分を含まない)を乗じたものを調整額とする。

### 米州諸国

◆米国連邦準備制度理事会、預金金利最高限度を引き上げ  
連邦準備制度理事会は7月5日、①貯蓄預金の金利最高限度を4.5%から5.0%に引き上げる、②10万ドル未満の定期預金についても、金利最高限度を期間に応じて0.25%~0.75%方引き上げる、③「期間4年以上、かつ金額1,000ドル以上の定期預金」という区分を新設し、これについては金利最高限度を設けないとする旨発表(7)

#### レギュレーションQによる定期性預金金利の最高限度

(単位・%)

貯 蓄 預 金	定期預金							
	複数満期				単数満期			
	30日~89日	90日~1年未満	1年~2年未満	2年以上	1口10万ドル未満		1口10万ドル以上	
旧限度	4.5	4.5	5.0	5.5	5.75	5.0	5.5	5.75
	規制停止 (70年6月) (24日以降)		規制停止 (73年5月) (15日以降)					
新限度	1口10万ドル未満							
	30日~89日	90日~1年未満	1年~2年半未満	2年半以上	4年以上 (1,000ドル以上) (注)		1口10万ドル以上	
5.0	5.0	5.5	6.0	6.5	限度なし		規制停止	

(注) ただし、定期預金および貯蓄預金の合計額の5%相当額を超える部分に対しては6.5%の最高限度を設定。

月1日を及ぼす)、次いで7月16日には、預金金利規制に関する限り単数満期預金と複数満期預金(注)との区別を廃止する旨発表した(レギュレーションQの改正)。この結果、新最高限度は別表のとおりとなる。

本措置の趣旨につき同理事会は、「金利一般が上昇している状況の下で、消費者をより公平に扱うとともに、金融機関の預金吸収力を高めるため」と説明している。

なお、同理事会は7月26日、上記③の金利最高限度を設けない預金の限度額を「各行の定期預金および貯蓄預金の合計額の5%相当額」とし、これを超える部分に対しては6.5%の金利最高限度を設ける旨発表した。

(注) 「複数満期定期預金は、預金者があらかじめ以上上の満期日(たとえば3月31日、6月30日、9月30日)を定めておき、預金者の選択により、そのいずれかの時点、またはその時点経過後はいつでも引出しが可能な定期預金。預金者は書面で引出しを通知することを要し、通知がなければ満期日が順次次の時点まで自動的に移行する。」

#### △米国連邦準備制度理事会、在米外銀支店等の対外投融資自主規制を明確化

連邦準備制度理事会は7月19日、1百万ドル以上の対外資産を有する外銀の在米支店およびagency(5月末現在64店舗)は、自主規制対象資産(輸出金融を除く対外与信)を本年6月30日の水準を超えて増加させてはならない(ただし、海外から新たに資金を調達した場合は調達相当額の上乗せを認める)こととする旨発表した。

本措置の趣旨につき同理事会は、「從来外銀支店等は米銀に対する自主規制の精神にのっとって行動するとともに地区連銀と協議するよう要請されていたが、特定の規制枠が課されていないところから規制遵守の程度が銀行により区々となっているため、これの統一的遵守を図ることにしたものであって、規制を強化するものではない」と説明している。

#### △米国、国庫債務臨時限度額の期限延長等

米国議会は6月30日、①国庫債務臨時限度額の期限延長、②長期国債の金利規制免除枠拡大に関する法律を可決した。概要は次のとおり。

- (1) 6月末に期限到来の国庫債務臨時限度額(650億ドル。ほかに永久限度額4,000億ドルがある)を同額のまま73年11月末まで延長する。
- (2) 長期国債(期間7年超)の表面金利は1917年の第2自由公債法によって最高4.25%に抑えられていたところ、71年3月の法律によって100億ドルを限度としてこれにかかわりなく長期国債を発行しうる扱いとなっていたが、今回さらに政府および政府機関保有の同国債を上記限度額から控除することとする。

この結果、6月末現在の金利規制免除枠余裕は、本措

置発効前の16億ドル(100億ドル—71年3月以降の長期国債発行額84億ドル)に政府および政府機関保有分39億ドルを加えた55億ドルとなる。

#### △米国連邦準備制度、主要国中央銀行等とのスワップ網を拡大

米国連邦準備制度は7月10日、主要国中央銀行14行および国際決済銀行とのスワップ取決めの極度額を【6,250百万ドル増額し、総額17,980百万ドルとした。本措置は、本年3月16日のパリ拡大10か国蔵相・中央銀行総裁会議での合意(注)に沿って実施されたものである。

(注) 「蔵相および総裁は、為替市場における当局の介入が、適切な時期においては秩序ある状態を維持するうえで有益であろうという点につき原則的に合意する。…この市場操作を行うのに必要かつ十分な資金を確保するために、現行「スワップ」取決めの一部拡大も予想されよう」(4月号「要録」参照)。

#### 米国連邦準備制度のスワップ取決め額

(単位・百万ドル)

	旧	新
オーストリア国民銀行	200	250
ベルギー国民銀行	600	1,000
カナダ銀行	1,000	2,000
デンマーク国民銀行	200	250
英 蘭 銀 行	2,000	2,000
フ ラ ン ス 銀 行	1,000	2,000
ドイツ・ブンデスバンク	1,000	2,000
イタリア銀行	1,250	2,000
日本銀行	1,000	2,000
メキシコ銀行	130	180
オランダ銀行	300	500
ノルウェー銀行	200	250
スウェーデン銀行	250	300
スイス国民銀行	1,000	1,400
国際決済銀行	1,600	1,850
(うちスイス・フラン分)	(600)	(600)
総額	11,730	17,980

#### △米国、賃金・価格等規制の「第4段階」を発表

ニクソン大統領は7月18日、経済安定法に基づく大統領命令により、6月13日以降の価格再凍結に続く「第4段階」の規制措置を発表した。同日以降段階的に実施される。本規制は、家賃のほか新たに木材、公共料金等に関する規制が除外されている点を除けば、総じて「第2段階」の強制的規制に近い内容をもつが、具体的な物価上昇抑制目標数値は示されていない。概要次のとおり。

##### 1. 価格

## (1) ガイドライン

イ、食料品価格

(イ) A期間(7月18日～9月11日)…価格引上げは6月8日以降の原料(未加工農産物)コスト上昇の範囲内に抑制(ただし、牛肉は9月11日まで価格凍結を継続)。

(ロ) B期間(9月12日以降)…牛肉の価格凍結解除。食料品のコスト上昇の価格転嫁許容基準等は下記の食料品以外と同様。

ロ、食料品以外の価格(8月12日以降)…73年1月10日以前に終わる各企業の事業四半期の平均コストを超えるコスト上昇相当額の範囲内の価格引上げのみ容認、利潤分の上乗せは不可(この点、利潤分の上乗せも認めた「第2段階」より厳しい)。また、当該企業の売上高に対する利潤率を過去5事業年度のうち最良2年の平均以下に抑制(利潤率規制、「第3段階」と同様)。ただし、原油には上限価格を設定するとともに、増産した場合には一定量まで規制を免除。

## (2) 運用基準

イ、年商1億ドル以上の企業…値上げ実施の30日前までに生計費審議会(CLC)へ事前届け出が必要。四半期ごとに価格、コスト、収益に関する報告書を提出。価格引上げ実施後もCLCはこれを再検討する権利を留保。

ロ、年商5千万ドル以上1億ドル未満の企業…四半期ごとに価格、コスト、収益に関する報告書を提出。

ハ、年商5千万ドル未満かつ被雇用者数60人超の企業…1年ごとに価格、コスト、収益に関する報告書を提出。

## (3) その他

イ、未加工農産物は引き続き規制対象から除外。公共料金、木材等を8月12日以降新たに規制対象から除外。

ロ、農産物輸出規制は秋の収穫期まで従来どおり継続。

## 2、賃金

## (1) ガイドライン

賃金引上げの一般的基準は、年率5.5%(このほかfringe benefits 分0.7%)以内とする。

## (2) 運用基準

賃上げ後CLCへ事後報告。大手労組については、必要な場合には事前届出を求める(「第2段階」では大手労組の賃上げはすべて事前届出)。

## 3、その他

(1) 金利、配当…従来どおり自主規制を継続。  
 (2) 財政金融政策…連邦準備制度理事会の通貨・信用拡大抑制のほか、財政収支均衡を図るために歳出抑制(74会計年度中数十億ドルが目標)に努める。

## ◆米国、大豆等農産物の輸出規制を実施

米国政府は6月27日、大豆、綿実およびこれらの関連製品の輸出を一時禁止(即日実施)するとともに、7月2日までに禁止措置解除後の輸出許可基準等を明らかにする旨発表した。これよりさきニクソン大統領は、6月13日の価格再凍結措置発表の際、国内需給緩和に資するため農産物輸出規制の方針を打ち出し、このための大統領権限付与を議会に求めていたが、今回の措置は議会の授權を得たず、「1969年輸出管理法(注)」により与えられている権限の範囲内で輸出規制に踏み切ったものである。その後7月2日に発表された輸出許可基準によれば、さきの輸出禁止品目のうち、大豆油および綿実油等を規制対象から除外するとともに、大豆等残り4品目についても、6月13日現在の既契約分で船積み前のものの一定割合(大豆50%、大豆かす40%、綿実および綿実かすは100%)に限り輸出許可証を発給することとされている(本輸出許可証の有効期間はそれぞれ9月15日、10月15日、8月15日、10月15日まで)。

なお7月5日には、「さきの大豆等輸出規制の結果、海外からの需要がこれらの代替品に殺到し、国内価格暴騰のおそれがでてきたため」、代替品41品目(家畜飼料、食用油、動物性脂肪等、7月2日規制対象外とされた大豆油および綿実油も再規制)を輸出許可制の対象に追加、6月13日現在の既契約分で10月1日までに船積みされるものに限り許可証を発給することとした。

(注) 「1969年輸出管理法(Export Administration Act of 1969)」は、「不足物資の過度の国外流出から国内経済を保護するとともに、異常な海外需要によるインフレ圧力を和らげるのに必要な範囲内で」政府が輸出規制措置を発動する旨規定(第3条(2)(A)、第4条)。

歐 洲 諸 國

## ◆EC委員会、歐州通貨協力基金の強化に関する報告書を提出

1、EC委員会は6月27日、かねて閣僚理事会から6月30日以前に提出するよう求められていた「短期信用供与機構の改善ならびに外貨準備の共同管理への漸進的移行のための諸条件に関する報告書」(3月号「要録」参照)を採択し、28日開催された閣僚理事会にて提出した。報告書の概要は次のとおり。

### (1) 今後の決済方法と短期信用供与機構の改善

変動幅縮小取決めに伴う信用供与には限度を設けず、期間を30日とする。被信用供与国は、基金に対する当該債務相当額の準備資産の譲渡ないしは短期信用供与機関からの借入れによって決済する。この短期信用供与の期間は6か月(従来は3か月)で1回のみ更新可能(更新の場合には当該国は自動的にEC委員会等の審査の対象とされる)、また信用供与限度額は従来の6倍に拡大することとし、このため各國のクォータ(注1)を増加させる(クォータ合計1,362.5→8,175百万UC)。なお短期信用供与機関の信用供与規則(注2)上例外的な信用供与も可能であるが、これには共同体機関による協議決定(注3)が必要である。

(注1) 現行クォータは次のとおり(単位・百万UC)。

西ドイツ	300
フランス	300
英 国	300
イタリア	200
ベルギー(ルクセンブルクを含む)	100
オランダ	100
デンマーク	45
アイルランド	17.5
合 計	1,362.5

(注2) 各国は自国のクォータ相当額までは自動的に借入れ可能であるが、さらに例外として全加盟国のクォータ合計相当額まで追加的に借入れを行うことができる(ただし、この種の信用供与を受ける国が数か国ある場合、これら諸国への信用供与合計額はクォータ合計相当額が限度)。また期間は6か月、1回のみ更新可能。

(注3) EC委員会が通貨評議会と共に被信用供与国の審査にあたり、閣僚理事会が当該国がとるべき経済政策の諸条件を定める。

### (2) 外貨準備の共同管理への漸進的移行

各国外貨準備(金、金資産および外貨)を、その20%ごとに18か月の間隔をおいて、基金による共同管理に移行させる。第1回拠出は113億UC(注4)で74年1月1日、拠出完了は80年を目標とする(ただし、間隔はその時々の情勢ならびに経済政策協調の進捗度に応じて適宜調整する)。なお、金による拠出分は新たな公定価格が決定された時に再評価することとする。

(注4) 第1回拠出分の国別の内訳は次のとおり(委員会試算額)。

(単位・百万UC)

国 名	拠出額	うち金または金資産分	外貨分
西ドイツ	5,251	1,207	4,044
フランス	1,854	912	942
英 国	1,001	294	707
イタリア	1,037	711	326
ベルギー(ルクセンブルクを含む)	807	502	305
オランダ	999	619	380
デンマーク	178	40	138
アイルランド	173	18	155
合 計	11,300	4,303	6,997

### (3) 基金資本金の出資

資本金を5億UCとし、これをもとに運営費をまかう。各國は短期信用供与機関のクォータ比率(注5)に従い専ら自國通貨で出資を行う。

(注5) 西ドイツ、フランス、英國各22.02%、イタリア14.68%、ベルギー(ルクセンブルクを含む)、オランダ各7.34%、デンマーク3.3%、アイルランド1.28%。

2、委員会では、上述の制度が有効に機能するためには、①加盟各國の経済政策の協調を効果的に行うほか、單一資本市場を発展させ、域外からの資本流入に対しては有効かつ統一的な処置を講ずること、②平価変更の場合の協議および規制の諸手続きの厳格化、の二つの条件が必要となる旨コメントを行っている。

### ◆ EC、第2次インフレ対策を決定

1、ECは、6月28日ルクセンブルクで開催された閣僚理事会(蔵相)において、8項目からなる第2次インフレ対策を決定した。これは、現在実施中の第1次インフレ対策(47年11月号「要録」参照)を補完強化することをねらったものである。

概要は次のとおり。

(1) すでに操業率の高い諸国は総需要の抑制に努め、その他の諸国(英國、イタリア、アイルランド)は、設備投資の増大に注力しつつ総需要の過度の増大を回避する。

(2) 全加盟国は、諸手段を活用し今年末までにマネー・サプライ( $M_2$ )の増加をかなりの程度抑制する。貸出抑制にあたっては、消費者、建設、不動産向け信用の動向にとくに留意する。また貯蓄増強のため金利あるいは税制面で適切な手段を講ずる。なお、中央銀行総裁会議はマネー・サプライの動向について四半期ごとに審議を行うほか、通貨評議会と共に、以上の金融政策面での諸成果に関する報告書を遅くとも74年1月30日までに閣僚理事会および委員会にあて提出する。

(3) 域内の地域間不均衡是正のため各加盟国は企業が新規投資の相当分を域内の後進地域に優先して配分するよう配慮する。

(4) イタリア、アイルランド以外の諸国は、73年度下半期において大幅な追加的財政支出を避け、場合によっては既定支出の削減を行うなど厳格な財政運営を行う(イタリア、アイルランドは物価抑制と両立する範囲内で景気刺激策をとりうる)。一方74年度については、全加盟国とも中央政府歳出の伸びを抑制する(原則として73年度実績見込みの伸び率を下回るべきこと)。また全加盟国とも74年度中央政府予算の赤字幅を73年実績見込みより縮小させる。これに関連し、もし支出抑制ができない場合には増税を検討する。さらに、政府は、地方公共団体も中央政府同様73年度下半期、74年度について厳格な財政運営を行うよう監視する。そのほか、73年度および74年度の財政赤字のファイナン

スは、マネー・サプライの増大を招来しないような手段によるものとする(ただし、失業者数がかなり多い諸国を除く)。また加盟国は政府短期債務の政府長期債務への乗換えに努め、場合によっては長期国債を資本市場で発行してその発行代り金を各國中央銀行に凍結する。なお財政政策委員会は四半期ごとに各國の財政運営を上述の指針に照らして審議し、遅くとも74年1月30日までに報告書を閣僚理事会および委員会あてに提出する。

- (5) EC諸機関は、農業政策、競争政策等についてのインフレ対策を完全に実行するよう配慮する。
- (6) 加盟各國は景気政策委員会を通じて定期的に各國価格政策の成果について情報を交換し、各國に共通する個別問題の解決策について協議する。これに関連し景気政策委員会は、一定率を超える価格引上げを企業に事前通告させる制度の加盟各國への導入ならびに主要商品市場での価格形成の適正化のため政府による監視の強化等を検討する。
- (7) 上述の諸措置だけでは物価抑制はむずかしいため、企業や労組等の支持を得られるよう適切な措置を講ずる。
- (8) 閣僚理事会は本年10月に本インフレ対策の成果についての審議を行う。

#### ◆ EC、欧洲通貨協力基金の所在地を正式決定

EC閣僚理事会は6月28日、欧洲通貨協力基金の所在地をルクセンブルクとすることを正式に決定した。本件については、本年4月6日基金発足に際し、ルクセンブルクを暫定的な所在地とし、6月30日までに正式決定することとされていた(5月号「国別動向」参照)ものである。

#### ◆ 英蘭銀行、特別預金預入率を引上げ

1. 英蘭銀行は7月19日、特別預金預入率(現行3%、1月号「要録」参照)の1%引上げを発表した。内容以下のとおり。

- (1) 7月18日現在の対象債務総額の1%ずつを、8月6日および8月15日までに預入させる(新規預入額、約260百万ポンド、累計預入額、約1,000百万ポンド)。
- (2) 対象金融機関は、北アイルランド系を除く全銀行および預金業務を行う割賦販売金融会社とする。

2. 本措置に関する英蘭銀行の説明は以下のとおり。

「最近海外の短期金利が著しく上昇した一方、わが国の金利は低下した。こうした国内金利の低下は銀行および割賦販売金融会社の流動資産ポジションの緩和と関連

している。本日の特別預金追加徵求はこうした傾向を逆転させ、短期金利を海外金利と見合う水準に引き上げることに資するであろう」。

#### ◆ 英蘭銀行、割引商社に対する規制方式を変更

1. 英蘭銀行は7月19日、割引商社に対する従来の公共債保有比率規制(public sector lending ratio)(注)を廃止、以後割引商社に対しては、以下に示す「特定資産(defined assets)」以外の資産の保有総額を、資本金および準備金合計額の20倍以内とさせる規制を行うこととし、即日実施する旨発表した。

#### 特定資産

英蘭銀行預け金

英國および北アイルランド大蔵省証券

国債、政府保証国債企業債(満期まで5年以内のもの)

地方公共団体長期債券(〃)

地方公共団体その他公共機関の英蘭銀行再割引適格証券

地方公共団体譲渡可能証券

国営企業の政府保証銀行手形

(注) 資金の50%以上を、特定の公共債(英國、北アイルランド大蔵省証券、納稅準備証券、地方公共団体中短期証券、満期まで5年以内の国債、政府保証債および地方公共団体長期債券)に運用せざることを義務づけ、1971年9月導入。

2. 本措置につき英蘭銀行は、「最近2年間の経験によれば、50%の公共債保有比率規制が割引商社の弾力的な資産運用の制約となり、また短期金利体系にゆがみをもたらしていた(「国別動向」参照)。本措置によりこうした制約やゆがみが排除されるとともに、当局の割引市場調節力も増すこととなろう」との説明を行っている。

#### ◆ ブンデスバンク、公開市場操作の対象範囲を拡大

ブンデスバンクは7月11日、同行の公開市場操作の対象として、新たに割引国庫債券(ただし、償還期限前売戻し不可能のもの(注1))3か月物(従来は6、12、18、24か月物)を加え、その売オペを7月16日以降行う旨発表した。なお3か月物の売オペ金利は当面8%(応募者利回り9.08%)と定められた(注2)(他の期間の金利は変更なし)。

(注1) これは金融機関、非金融機関の両方を対象とするが、とくに非金融機関向けのうち個人向け(1件10万マルクまで)についてはブンデスバンク証券(Bundesbankschäfte)なる名称で特別な扱いがなされている(3月号「要録」参照)。

(注2) 割引国庫債券(償還期限前売戻し不可能のもの)オペ金利  

期間	変更日(最近時)	売オペ金利	応募者利回り
3か月	73.7.16(新設)	8%	9.08%
6か月	73.6.27	"	9.29
12か月	"	"	9.74
18か月	"	"	9.91
24か月	"	"	10.26

## ◇ブンデス銀行、非居住者の有価証券取得に関する規制を強化

1. ブンデス銀行は7月19日、非居住者の有価証券取得に関する規制を次のように強化し、7月20日以降実施する旨関係金融機関あて通知した。

国内有価証券の非居住者に対する売却に関する包括的な非居住者枠(注)を廃止し、新たに株式分(非居住者枠A <Gebietsfremdenkontingent-A>)と無記名および指図式国内債券分(非居住者枠R <Gebietsfremdenkontingent-R>)とに分けてそれぞれ個別規制枠を設定する。ただし経過措置として、7月19日現在の枠余裕については当面その利用を認める。

(注) 国内有価証券の非居住者に対する売却については、金融機関ごとの売却または償還による有価証券保険預り勘定の減少額の範囲内で、金融機関の申請に基づいて包括的に認可することとなっており、この認可額を非居住者枠(Gebietsfremdenkontingent)と称していた(47年10月号、48年3月号「要録」参照)。

2. 今次措置は、非居住者が西ドイツ株式を外国市場やいわゆるトランク取引(居住者による現物の国外持出し)によって取得し、これを西ドイツ国内で売却することによってこのところ流通利回り上昇が著しい債券(「国別動向」参照)を取得する余地を拡大するといった、いわば現行規制のぬけ穴を利用した動きが目だっていることに対処したもので、外資流入防止の観点から実施されたものである。

## ◇西ドイツ、第2回安定国債を発行

西ドイツ政府は7月中旬、第2回安定国債の発行を決定した。同国債の発行条件等は次のとおり。

### (1) 発行条件等(カッコ内は第1回安定国債の場合)

発行額	7.5億マルク(注)(15億マルク)
表面利率	10.0%(8.5%)
発行価格	100.0%(99.75%)
応募者利回り	10.0%(8.55%)
期間	8年、ただし満5年 (8年、期限前償還不可) 経過後期限前償還可能
売出し期間	73年7月16~20日

(注) 発行額7.5億マルクのうち5億マルクは市中公募、残額2.5億マルクはブンデス銀行が引き受け、公開市場操作および価格調整のために使用する。ただし、公開市場操作のための利用は発行後3週間は行わざ以後も市場動向を勘案して行うものとする。

(2) 国債シンジケート団参加銀行は、第1回安定国債と同様、居住者たる自然人および公益、慈善、教会関係法人からの申込みは全額受け付ける(ことに少額の申し込みは優先)義務を負う。

## ◇西ドイツ、一連の輸入促進措置を決定

1. 西ドイツ政府は、第2次インフレ対策(5月9日閣議決定、6月号「要録」参照)の一環として一連の輸入促進措置を決定していたが、その具体化に関するEC諸国との協議を経て、7月中旬次の細目により実施することを決定した。

(1) 共産圏からの輸入に関する数量制限をガソリン、自動車、綿糸、皮革製衣服、じゅうたん等186品目について撤廃、残存の品目(注)については輸入枠を大幅に拡大(たとえば、くつ30%、繊維製品20~25%等)。(注) 共産圏からの工業製品輸入の約8%。

(2) 一部東欧諸国からの委託加工繊維製品の輸入枠を35%方拡大。

(3) 綿製品以外の繊維製品の輸入枠(自主措置)および綿製品についての輸入枠(EC自主輸入制限協定に基づく)を品目により3倍または23%方拡大(拡大分はパキスタン、インド、韓国、香港からの輸入にあてる)。

2. 本件につき経済省シェレヒト次官は、「今次措置による追加的輸入可能額は年間約9億マルク(ただし実際の輸入増加額見込みは年間約5億マルク)である。また必要に応じ今秋一段の輸入促進措置を講ずる意向であるが、これについてすでに他のEC諸国の了承を得ている」と語ったと伝えられる。

## ◇フランス、インフレ対策を強化

1. フランス政府、フランス銀行は7月5日、インフレ対策強化措置を次のとおり決定した。

### (1) 金融面

#### イ、公定歩合引上げ(即日実施)

公定歩合を1%引上げ(ただし、EC諸国外向け輸出関係手形および大蔵省証券買入れ利率は据置き)。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

基準割引歩合	8.5%(7.5%)
--------	------------

証券担保貸付	10.0%(9.0%)
--------	-------------

輸出関係手形(中期)	
------------	--

E C諸国向け	8.5%(7.5%)
---------	------------

その他向け	4.5%(据置き)
-------	-----------

大蔵省証券買入れ利率	4.0%(据置き)
------------	-----------

### ロ、預金準備率引上げ(7月21日実施)

要求払債務に対する準備率を2%引上げ(定期性等その他債務に対する準備率は据置き)。

新準備率は次のとおり(カッコ内は旧準備率)。

要求払債務	
-------	--

居住者	12%(10%)
-----	----------

非居住者	14%(12%)
------	----------

### 定期性預金等その他債務

居住者	5%(据置き)
非居住者	6%(据置き)

なお非居住者債務の増加額にかかる準備率は従来どおり100%(4月号「要録」参照)。

ハ、貸出準備率高率適用制度上の基準増加率の引下げおよび月別の基準増加率の新規設定。

#### (イ) 基準増加率引下げ

1973年第3四半期末の増加率を15%(6月号「要録」参照)から14%に引き下げる。

#### (ロ) 基準増加率新設

1973年7月末 前年同月比16.5%

1973年8月末 // 16.0%

なお基準増加率を超えた金融機関に対する追加準備率の適用方式は従来どおり(1月号「要録」参照)。

### ニ、貯蓄奨励措置

貯蓄金庫(caisse d'épargne)の通帳預金(免税分)の限度額を20千フランから22.5千フランに引上げ。

### ホ、その他

#### (イ) 保険会社の企業向け貸出禁止

(ロ) 従来抵当証券市場適格貸付とされていたセカンドハウスの取得ないし建設のための貸付を同非適格とする。

(ハ) 銀行の個人向け貸付については7月3日現在の貸付残高を超えることを認めない。

### (2) 財政面

イ、法人税の最終納入期を従来の12月15日から10月15日に繰り上げることとし、このための法案を議会に提出する。

ロ、景気調整基金凍結資金(約23億フラン)の73年中の歳出化は実施しない。

### (3) その他

#### イ、輸入割当額の引上げ

本年下半期の東欧圏および一部アジア諸国からの輸入割当額(当初約30億フラン、対象は主として織維製品)を20%引き上げる。

#### ロ、物価監視制度の強化

バカンス期間中に旅行者が集中する25の県において、期間中不当な値上げが行われないよう価格監視官による価格表示の監視を厳格化する。

2. 上記措置は国内のインフレ傾向がいっこうに改まる気配をみせず、しかもマルクの再切上げ(対共同フロー参加通貨5.5%)によるインフレ圧力も懸念されるおりから、さきのE C蔵相会議(6月28日)でのインフレ対策強化に関する政策勧告に沿って決定されたものである。

このうち、銀行の個人向け貸付残高規制、住宅金融抑制措置等選択的、個別的規制が導入された点および貸出準備率高率適用制度が強化された点が特色とみられている。

なお、預金準備率の引上げはさきの貸出準備率制度上の貸出増加額算定基準日変更(6月号「要録」参照)に伴う所要準備の減少を相殺するための技術的調整である。

### ◆フランス、市中貸出金利を再引上げ

市中銀行は7月6日、最近のコール・レートの急騰に加え、前日新たな金融引締め措置が打ち出された(前項参照)ことなどから、短期貸出基準金利を一挙に0.5%引き上げ(7.7→8.2%、商業手形割引歩合は8.1→8.6%)、7月9日から実施することを決定した。

今回の大幅引上げにより、短期貸出基準金利は前回の高金利時代のピーク(1970年10月、8.2%)と同水準に達した。

### ◆イタリア、選択的銀行貸出規制を実施

1. イタリア大蔵省は7月27日、イタリア銀行により以下の銀行貸出規制が行われる旨発表した。

(1) 製造業向け貸出のうち、大口取引先(注)に対する貸出残高の合計額を、1974年3月末時点で前年比12%増以内とすること。なお上記以外の取引先に対する貸出については規制しない。

(注) 銀行借り入れ残高が5億リラ以上の取引先。

(2) 非製造業向け貸出残高の合計額を1974年3月末時点で前年比12%増以内とすること。

なお、これら規制は通常の商業銀行貸出(短期金融)についてのみ適用され、設備投資関連貸出、南イタリア地域開発向け優遇金融等には適用されない。

2. 本措置はLe Malfa蔵相のコメントによれば、「生産活動に必要な銀行信用の抑制を図るものではなく、むしろ大企業への貸出集中という傾向を改め、中小企業にも生産資金が潤沢に供給されること」をねらったものであり、6月18日の債券強制保有制度(7月号「要録」参照)同様、投機的資金の供給を抑制する一方、生産投資資金の確保をねらったものとみられる。

### ◆イタリア、物価・家賃凍結等を実施

1. イタリア政府は7月24日、大要以下の物価対策を決定、ただちに実施に移す(注1)旨発表した。

(1) 主要農産物および生活必需品の小売価格を6月16日の水準で3ヶ月間凍結する。

(2) 政府は食料品の大量輸入を行うとともに、穀物のE

C域外への輸出を禁止する。

(3) 工業製品のうち、大企業(注2)製品の価格を原則として1年間凍結する。

(4) 低所得者住宅の家賃を1974年1月末まで凍結する。

(5) 住宅優遇金融制度の適用を当面停止する。

(6) 上記措置の徹底を図るため、物価監視官を増員するとともに、違反者に対しては5万～1千万リラの罰金または営業停止処分を課す(両措置の併用もありうる)。

(注1) 本措置は政府命令によりただちに発効するが、60日以内に議会による立法化を必要とする。

(注2) 半期売上高50億リラ以上の企業。

2. イタリア政府筋は本措置につき、「産業界および労組側と十分協議したうえの措置であり、インフレーションの鎮静をねらったもの」とコメントしている。

#### ◇スイス、貸出増加額規制を延長

スイス連邦政府とスイス国民銀行は、7月31日に期限が到来する貸出増加額規制(昨年9月決定)をさらに1年間延長することで7月下旬合意をみた。それによると、73年8月1日から74年7月31までの期間における貸出増加額は72年7月31日現在の国内向け貸出残高の6%以内(約65億スイス・フラン)に抑制されることとなっている。

#### ◇オランダ、公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は7月17日、基準割引歩合(為替手形および政府証券の割引歩合)およびその他の割引・貸付歩合を一律1%引き上げ、翌18日から実施する旨発表した。この結果、同行の公定歩合は以下のとおりとなった(カッコ内は旧レート)。

##### 割引歩合

為替手形および政府証券	6.0%(5.0%)
-------------	------------

約束手形	6.5%(5.5%)
------	------------

##### 当座貸越および担保貸付利子歩合

個人・私企業向け	7.5%(6.5%)
----------	------------

その他向け	6.5%(5.5%)
-------	------------

2. オランダ銀行は今回の引上げにつき、「最近における内外金利の上昇に合わせたもの」との説明を行っており、ベルギー(7月4日)、フランス(7月5日)があいついで公定歩合引上げを行ったことに歩調を合わせたものとみられる。なお今回の引上げは6月初以来3回目であり、引上げ幅は通計2.0%(一律)となった。

#### ◇ベルギー、公定歩合を引上げ

1. ベルギー国民銀行は7月4日、公定歩合を0.5%引

き上げ、5日から実施することとした。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

##### 割引

銀行引受手形(銀行を支払い場所とするもの)およ	
-------------------------	--

び輸出、輸入関係手形	6.0%(5.5%)
------------	------------

その他の手形	7.5%(7.0%)
--------	------------

貸付	7.5%(7.0%)
----	------------

2. ベルギー国民銀行は、昨年11月以来5月までに3回にわたり公定歩合の引上げを実施してきたが、国内経済の過熱懸念がいっそう強まっているうえ、海外金利が大幅に上昇しているため、E C蔵相会議(6月28日開催)の政策勧告にも従い今回の措置をとったものとみられる。

#### ◇ベルギー政府、インフレ対策強化につき諮問

1. ベルギー政府は7月18日、インフレ対策強化のため概要次のような措置の実施につき経済成長委員会(Le Comite' national d' expansion economique)に対し諮問を行った。

##### (1) 財政支出抑制

74年の財政支出の伸び率をG N P の名目成長率(10~11%)の範囲内に抑える。また74年予算の赤字幅を73年以下に抑える。

##### (2) 設備投資に対する政府助成措置の制限

##### (3) 輸出代金の一部(3%)の一時的凍結(注)

(注) 本措置は前回のインフレ対策強化(3月号「要録」参照)に際し諮問されていたが答申は得られなかった。

##### (4) 価格引上げ事前申告に対する審査期限の据置き

価格引上げ申請に対する経済省の審査期限は、8月以降2か月(7月は3か月、6月は4か月)に短縮される予定であったが、これを3か月のまま据置き。

##### (5) 価格引上げ事前申告制の例外措置の再検討

中小企業は事前申告制の対象外であったが、これを対象に含める方向で検討する。

##### (6) 勘蓄奨励策の検討

##### (7) 金融機関貸出の抑制

ベルギー国民銀行は再割引枠の削減(3月、462→450億フラン)および市中流動性凍結額(5月まで総額250億フラン、6月以降9月まで継続)の引上げ実施を提案されている。

##### (8) 消費者信用につき規制を再強化(頭金率の引上げ、賦払期間の短縮)

##### (9) 貸金引上げに対する節度要請

2. 本措置はさきの公定歩合引上げ(7月5日)同様、E C蔵相会議の政策勧告に従い諮問されたものであるが、内容的には前回のインフレ対策強化措置(3月号「要録」

参照)とほぼ同様の項目を列挙しているにすぎず、とくに目新しい内容は盛られていない。

#### ◇デンマーク、公定歩合を引上げ

1. デンマーク国民銀行は7月10日、公定歩合を1%引き上げ8%とし、11日から実施する旨発表した。

今回の引上げは、国内金利を海外水準並みに調整し、国際収支の赤字をファイナンスするのに必要な外貨資金の調達を円滑化し、あわせて為替相場の安定化をねらった措置とみられる。

2. デンマークの貿易収支は景気上昇、輸入課徴金の引下げ(本年1月1日7→4%、4月1日全廃)等を主因とする輸入著増を映じて、本年1~5月中41億クローネの大幅赤字(前年同期同17.5億クローネ)を記録、デンマーク・クローネは共同フロート通貨中最弱となり、切下げ説も台頭するに至っていた。

#### ◇スペイン、公定歩合を引上げ

スペイン銀行は7月27日、公定歩合を1%(5.0→6.0%)引き上げ、即日実施する旨決定した。同行の公定歩合変更は71年10月22日の1%(6.0→5.0%)引下げ以来のことである。

今回の措置につき Antonio Barrera de Irimo 蔵相は、「景気の過熱防止のため早めに手を打ったものである」と語った。

### アジアおよび大洋州諸国

#### ◇アジア諸国、蔵相会議を開催

アジアの10か国(注)は6月28~30日、クアラルンプールで蔵相会議(The South-East Asian Group on Monetary Reform、昨年9月のジャカルタ会議に次いで2回目)を開催、下記事項について討議した。

(1) SDRリンク制度の早期実現

(2) 発展途上国に有利かつ公正な貿易条件の確保

(3) 決済通貨として米ドル、英ポンド以外の通貨の使用促進

なお、討議結果は明らかにされていないが、IMF20か国委員会および同代理会議(7月)を控え、アジア発展途上国の意見統一を主眼としたものとみられている。

(注) 韓国、フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、クメール、ラオス、ビルマ、ネパール(南ベトナム、フィジーは欠席)。

#### ◇香港、中国からの避難民推計を発表

香港政府は、このほどはじめて「Hong Kong Popu-

lation Projections 1971~1991」と題する白書を公表、その中で中国から香港への避難民推計(注)を行っている。概要以下のとおり。

- (1) 1961~70年の10年間における避難民数は約18万人。
- (2) 1972年について具体的な計数の推計は困難であるが、中国の農業不振などを背景にかなりの高水準を記録した模様。
- (3) 先行きについては、過去の傾向からみて年間1万人程度の見通し。

(注) 年次別避難民推計(カッコ内は警察届出ベース)。

1961年	25,662人	( n.a. )
62	69,581	( " )
63	13,455	( " )
64	9,712	( 804人)
65	6,949	( 1,356 )
66	9,570	( 1,275 )
67	11,396	( 1,742 )
68	14,289	( 2,870 )
69	8,041	( 1,470 )
70	9,669	( 1,796 )
71	n.a.	( 3,696 )
72	"	( 5,847 )

#### ◇シンガポール、最低現金準備率および流動比率の細目を変更

シンガポール金融管理庁(the Monetary Authority of Singapore)は、このほど最低現金準備率、支払準備率両制度の細目を次のとおり変更、8月16日以降実施することとした。

- (1) 従来、流動比率(minimum liquid assets、現行29%)の準備資産のうち、第一線準備(19%)には最低現金準備率(minimum cash balances、同9%)による現金準備が含まれていたが、今回これを分離し、前者20%(うち第一線準備10%)、後者9%(据置き)とする(注1)。
- (2) 最低現金準備率の計算期間を、①前月末債務残高(注2)に対し当月16日から月末まで、②当月15日現在債務残高に対し翌月初から15日までとする(従来は、前月末債務残高に対し当月16日から翌月15日まで(注3))。

(注1) 同国の流動性準備制度の体系は、前記2者に特別預託率(Special deposit、9%)を加えた3本立てである。ちなみに、これら準備率の最近の推移は次のとおり。

73年1月16日	特別預託率(新設) 5%
3月16日	最低現金準備率 5→9%
	流動比率 25→29%

なお、上記措置は、いずれも72年以來の消費者物価の上昇に対処し、国内流動性の圧縮(とくにアジア・ドラーのシンガポール・ドル転換抑制)を図ることを主眼にとられたもの。

\* シンガポールのすべての銀行に対し、国外銀行(自己本支店を含む)からのネット負債残高(外貨のシンガポール・ドル転換額)に所要率を乗じた額をMASに預託させる制度。

(注2) 最低現金準備率の対象債務は次のとおり。

(i) 銀行以外の居住者の全通貨建預金

- (2) 在シンガポール銀行からの全通貨建借入れ(ネット・ベース)
- (3) 国内で発行されたシンガポール通貨建CD(ネット・ベース)
- (4) 銀行以外の非居住者の預金(ただし、ACU勘定を除く)。また、非居住者の銀行の預金は、特別預託率の対象となるので除外される。

\* ACU勘定については、特別預託率新設までは、流动比率のみが適用されていたが、72年1月以降これも廃止された。

(注3) 積立方法については、銀行は毎日所定準備率を維持することを原則とする。ただし、日々の変動幅が所定率の上下1%の範囲内で、かつ1週間の平残が所定率を維持すればよい。

## ◇シンガポール、為替管理法を改正

シンガポール政府は、このほど為替管理法を改正、7月2日から施行した。

### (1) 居住者の対外投資自由化

居住者(scheduled territories residents)に対し、一定の限度内(注)で scheduled territories 以外への証券投資、直接投資およびアジア・ドラーへの資産運用を自由化(従来は、すべてシンガポール金融管理庁の要許可事項)。

(注) 個人 10万シンガポール・ドル  
法人 3百万 "

ユニット信託  
年金ファンド } 5百万シンガポール・ドルまたは運用資産の15%  
投資信託

### (2) 居住者法人の外貨保有制限緩和

居住者法人に対し3百万シンガポール・ドルまで外貨保有を認める(従来は輸出により取得された外貨のみ3ヶ月間に限り保有可能)。

### (3) 金取引の自由化

金の輸出および公認取扱商(Authorised Dealers)による輸入を自由化(従来は、すべてシンガポール金融管理庁の要許可事項)。

### (4) シンガポール通貨建CD発行

シンガポールのすべての銀行に対し、居住者および非居住者へのシンガポール通貨建CD(注)発行を認めると(従来は、アジア・ドラー公認取扱銀行に対しアジア・ドラー建CD発行のみ認められていた)。

(注) 滞期は、3ヶ月超3年末満額面金額は最低10万シンガポール・ドル。

同国では最近国際収支が一段と好転しているため、従来から検討してきた為替管理の一部緩和に踏み切ることも、あわせてアジア・ドラー市場の拡大を主眼に居住者の同市場への参入を認めたものとみられている。

## ◇タイ、平価切上げを実施

タイは7月13日、平価切上げを決定、15日から実施した(ただし、14~16日が休・祭日のため実際の取引開始は17日)。

### (1) 措置の概要

イ. 平価を1バーツ=fine gold 0.0354164グラムから0.0368331グラム(1米ドル=20.80→20.00バーツ)に4%切り上げる。

ロ. 本切上げ実施にあたり、従来基準レートの上下各1%とされていた中銀介入点を同2.125%に変更する(73年4月、上下各2.25%のワイダー・マージンを採用したい旨IMFに通告済み)。

### (2) 背景

イ. 同国は本年2月、米ドル追随切下げを実施したうえ、日本など主要輸入相手国の通貨がフロート・アップしている事情から、輸入価格の騰勢が最近一段と強まり、これが不作による米価上昇や外貨流入増加に伴うマネー・サプライの増大とあいまってインフレを加速していること(消費者物価前年同期比72年10~12月+5.4%、73年1~3月+9.0%)。

ロ. 米、ゴム等一次産品輸出の好伸びに加え、直接投資等の流入増大もあって、国際収支は好調を持続しており(外貨準備増加額、72年中1.8億ドル、73年1~4月中2.3億ドル)、若干の切上げを行っても当面さしたる影響はないこと。

## ◇ニュージーランド、対米ドル・レート切上げ

ニュージーランド政府は7月7日、対米ドル・レート切上げ等を決定、9日から実施した。

### (1) 措置の概要

イ. ニュージーランド・ドルの対米ドル・レートを約3%切り上げる。ただし、IMF平価は変更せず。

ロ. ニュージーランド・ドルの米ドルとの固定リンク(the fixed link)を離脱し、本年2月15日現在における対主要国通貨(米ドルを除く)レート(平均)とはば等価とする。

ハ. 上記主要国通貨レートを維持するため、新たな措置が決定されるまで準備銀行は同国貿易構造を考慮しつつ毎日為替レートを調整する。

### (2) 背景

イ. 同国は昨年12月の豪ドル切上げ(実質7.05%)に際し、農産物輸出の先行き不安等からこれに追随しなかったため、対豪輸入(71年中輸入ウエイト21%)価格の上昇が伝えられることに加え、本年に入り主要国通貨がフロート・アップしているため、ニュージーランド・ドルがこれら通貨に対して事実上切り下げられた形となっており、この面からも輸入インフレが懸念されていること。

ロ. 國際商品市況の高騰を映し輸出が急増、貿易収支の黒字幅が一段と拡大しており(貿易収支黒字額、

72年10～12月75百万米ドル、73年1～3月195百万米ドル)、対米ドル・レートを3%程度切り上げても国際収支面への影響は少ないとみられていること。

#### ◇ニュージーランド、1973年度予算案を発表

ニュージーランド政府は6月14日、73年度予算案を議会に提出した。

##### (1) 特徴点

- イ. 歳出面では、人件費増大等に伴う一般行政費の大幅増加(前年度比31.4%増)に加え、社会保障費や地域開発を主軸とする資本支出の増加もあって、総額26億ニュージーランド・ドルと前年度比17.4%の増加をみている。
- ロ. 歳入面では、景気回復を映し所得税の上伸(前年度比22.5%増)が見込まれているものの、収支じりでは前年度を上回る赤字(2.3億ニュージーランド・ドル、大半が商業銀行等による国債・短期証券の引受け)計上を余儀なくされている。

(2) 本予算案提出に際しローリング蔵相は、景気拡大の促進、社会保障の拡充、物価抑制を本年度財政政策の基本方針とする旨表明するとともに、次のような具体的な措置を実施する方針を明らかにした。

##### イ. 産業振興策

- (イ) 企業の租税負担軽減を図るため雇用税(注)(pay-rolltax)を廃止する(10月1日実施の予定)。
- (ロ) 輸出貢献企業(輸出が総生産の40%以上を占める企業)の設備投資につき、その要資の40%を限度に政府補助金を供与する。
- ロ. 社会保障の拡充  
年金支給額(週当り)を1.5～3.0ニュージーランド・ドル方増額し、6か月ごとに物価上昇を勘案し改訂する。

##### ハ. 物価の抑制

- (イ) 不動産の投機的取引を防止するため、売却利益に対する特別課税制度を新設する(入手後2年未満で処分された不動産の売却益に対し一律60%課税)。
- (ロ) 賃上げに対するガイドラインを新設する(企業が5%を上回る賃上げを行う場合、価格・料金に転嫁せぬよう勧告)。

(注) 雇用税とは雇用主(政府・地方自治体、病院、学校、慈善団体、農業などを除く)に対し、従業員1人当り平均年間給与支払額が7,800ニュージーランド・ドルを超える部分につき一律2%課税するもので、70年8月1日以降実施されてきた。

#### ニュージーランドの1973年度予算

(単位・百万ニュージーランド・ドル)

		1972年度 当初予算	1973年度	増 加 率 (%)
歳 出	社会 保 障 費	527.3	608.9	15.5
	教 育・医 療 費	719.9	794.8	10.4
	一 般 行 政 費	189.3	248.7	31.4
	國 防 費	155.4	168.3	8.3
	資 本 支 出	275.6	313.4	13.7
	そ の 他 と も 計	2,219.3	2,605.0	17.4
歳 入	所 得 稅	1,314.5	1,610.0	22.5
	關 稅・物 品 稅	381.4	433.0	13.5
	そ の 他 と も 計	2,013.3	2,373.0	17.9
國 債・短 期 証 券 発 行 等		206.0	232.0	12.6

(注) 会計年度は4月から翌年3月まで。

#### 共 產 圈 諸 国

##### ◇ソ連、公定為替相場を変更

ソ連はさる2月、米ドルの平価切下げに伴い、米ドルをはじめ西側諸国通貨に対する為替レートの変更を行った(4月号「要録」参照)が、その後も原則として毎月レートを微調整(注)しており、最近では下表のとおりとなっている。

(注) ソ連では原則として、当該月中に適用される公定為替レートを月初に発表。

#### ソ 連 の 公 定 為 替 相 場 の 推 移

(単位・ルーブル)

		1月	2月	(注) 3月	4月	5月	6月	7月
米 国	100ドル当り	82.60	82.40	74.61	75.00	75.00	72.50	72.00
英 国	1 ポンド当り	1.92	1.96	1.87	1.85	1.85	1.85	1.85
フ ラ ン ス	100フラン当り	16.30	16.30	16.20	16.60	16.50	16.50	17.07
西 ド イ ツ	100マルク当り	25.84	26.16	25.72	26.00	26.30	26.30	28.29
日 本	1,000円当り	2.75	2.75	2.85	2.80	2.80	2.80	2.72

(注) 米ドル(2月14日実施)を除き3月1日実施。

資料:エコノミック・ガジェーター紙。

##### ◇ソ連、米国との共同声明を発表

ブレジネフ・ソ連共産党書記長は、6月半ばニクソン米大統領を訪問したが、1週間にわたる首脳会談の後、6月25日に米ソ共同声明が発表された。この共同声明のうち経済面に関するものは次のとおり。

- (1) 昨年、両国間の経済関係正常化が進展したことに対応する意を表明する。
- (2) 向こう3年間の貿易額を輸出入合計20～30億ドルに

拡大することを目標にする(注)。

(3) シベリア開発については、米国は米国企業による種種のプロジェクト完成を促進する。

なお首脳会談中には別途、租税協定、通商代表部の早期設置および米ソ商業会議所の設立に関する議定書など、いくつかの実務協定が締結された。

(注) この貿易目標については、昨年実績(約6億ドル)からみてやや控えめとする向きが多く、今回の首脳会談の成果は経済に関する限り総じて地味なものであったといわれている。

#### ◇ソ連、米企業とのチュメニ天然ガス開発に関する覚書きに調印

ソ連外国貿易省は6月29日、米国企業3社(テキサス・イースタン<輸送会社>、テネコ<石油を中心とするコングロマリット>、プラウンアンドルート<コンサルタント会社>)との間で、西シベリア、チュメニ州ウレンゴイ地区の天然ガス共同開発に関する覚書きに調印した。この覚書きは、さきのヤクト開発に関する覚書き(7月号「要録」参照)と同様、基本線での合意にとどまり、今後の交渉で具体的な細目が決まるものとみられるが、プロジェクトの概要は次のとおりと伝えられる。

(1) ウレンゴイから西部のムルマンスクまで(2,800キロメートル)パイプ・ラインを敷設し、そこで天然ガスを液化して、1日当り約8.0百万立方メートルの液化ガスを20隻の専用タンカーで米国東部海岸に運ぶ。

(2) 米国側は天然ガスの採掘と輸送に必要な設備資材の購入につき信用を供与し、ソ連側は天然ガスをその返済に充当する。

#### ◇ソ連、フランスとの経済協力協定に調印

ソ連のパトリック・外國貿易相は7月10日、ジスカル・デスタン・フランス蔵相との間で経済協力10か年協定を締結した。これは71年に締結された両国間の経済協力協定を改訂したものとみられており、その骨子は次のとおりと伝えられる。

(1) 両国は協力可能な工業プロジェクトに関し情報交換を行う。

(2) フランスはソ連側のプロジェクトのうち関心あるもののリストを作成し、ソ連側に手交する。

(3) フランス企業、ソ連公団の間で技術協力を進め、場合によっては共同生産を実現する。

(4) ソ連は対フランス輸出希望品目のリストを手交する。

一方、両国間の折衝の過程で、フランス側はソ連の実施する数個のプロジェクト(注)に関心を示したといわれ、またこれらプロジェクトのファイナンスにつき、ジスカ

ールデスタン蔵相は現在ソ連に対し約束している信用供与(45億フラン)を今後90億フランにまで増やす用意がある旨言明したと伝えられる。

(注) ウドカン地区の銅山開発、電話交換設備のためのエレクトロニクス通信システムの開発利用、アルミナおよびアルミニウム工場の建設、アンモニア工場の建設。

#### ◇中国、元の為替レートを変更

中国人民銀行は、2月の米ドル平価切下げに伴い元レートを変更したが(3月号「要録」参照)、その後も西側主要国通貨の為替相場変動に対応して、しばしば元レートを変更、7月25日現在の主要国通貨に対するレートは以下のとおりとなっている(単位は各国通貨100単位当たり元)。

上記レートを米ドル切下げ直後と比較すると、日本円、米ドル、英ポンド、香港ドルに対しては切上げ、ドイツ・マルク、スイス・フラン、フランス・フランなど西欧大陸通貨に対しては切下げとなっている。

	7月25日 (注1)	(2月15日) (△印は) (切下げ)	切上げ率 △印は (切下げ)
米ドル	186.47	(205.02)	9.9%
英ポンド(注2)	473.73	(504.25)	6.4
ドイツ・マルク	80.08	(69.66)	△13.0
フランス・フラン	46.42	(43.86)	△5.5
スイス・フラン	66.06	(59.99)	△9.1
香港ドル	37.57	(38.99)	3.8
日本円(注2)	0.7039	(0.7677)	9.1
〔1元当り=142.07円 (130.25円)〕			

(注1) 日本円については2月19日。

(注2) この間の最高、最低は、英ポンドに対しては最高460.36元(7月10日)、最低504.25元(2月15日~2月25日)、日本円に対しては最高0.6907元(7月10日)、最低0.7677元(2月19日~2月26日)。

#### ◇北朝鮮、1972年財政収支と73年予算を発表

4月に開催された最高人民会議において、現行6か年計画(1971~76年)の2年目に当たる72暦年の財政収支および73年予算が承認された。その大要、次のとおり。

##### (1) 1972年財政収支

イ、歳入は7,430百万ウォン(前年比+17%、1ウォンは邦貨約130円)、歳出は7,388百万ウォン(同+17%)で、引き続き若干の黒字(4200万ウォン)を計上。ロ、国防費は65年来、歳出全体の約30%を占めていたが、72年には対外姿勢の柔軟化を映して大幅に削減され(前年比-36%)、歳出全体に占めるウェイトも17%に低下。反面、経済関係支出は前年比4割増の著増をみ、とくに6か年計画の重要な課題である「3大技術革命」(重工業、農業、家事における省力化)

---

を推進する見地から、基幹産業部門への投資が活発に行われた。

(2) 1973年予算

イ、歳入(前年実績比+15%)、歳出(同+16%)とも8,543百万ウォンと例年どおりの均衡予算。

ロ、国防費がほぼ前年並み(前年実績比+2%)に抑え

られ、歳出全体に占めるウエイトも引き続き低下した(71年31%→72年17%→73年15%)反面、経済関係支出は引き続き大幅に増加し、その大部分を占める設備投資は鉄鋼、化学などを中心に前年比4割増が予定されている。